

大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要領

大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「要綱」という。）の実施要領を次のように定める。

（法人格）

第1条 要綱第3条第1項第1号に規定する「法人格」とは、公益法人、特定非営利活動法人、株式会社等の営利法人などをいい、法人の形態は問わない。

（自らが福祉サービスを提供する評価機関）

第2条 社会福祉法第109条または第110条に規定する団体にあつては、要綱第3条第1項第2号の規定は適用しない。ただし、当該団体が自ら提供する福祉サービスと同種の福祉サービスについて、福祉サービス第三者評価を実施することができない。

（評価調査者が関係を有する福祉サービス事業者）

第3条 要綱第3条第1項第6号に規定する「評価調査者が関係を有する福祉サービス事業者」とは、次に掲げる各号をいう。なお、本条第1号及び第3号に規定する「所属」とは、代表者や理事、役員等であること、又は常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係があることをいう。

- （1） 評価調査者が現在所属する、又は以前所属していた法人が経営するすべての施設、事業所
- （2） 評価調査者の4親等以内の親族が、現在代表者や理事、役員等である法人が経営するすべての施設、事業所
- （3） 評価調査者の4親等以内の親族が、現在所属する施設、事業所（当該親族が、当該施設、事業所の長である場合には、当該施設、事業所を経営する法人が経営する他の施設、事業所を含む）
- （4） 前各号に準ずる者であつて、利害関係にあると認められる者

2 評価調査者とサービス事業者の間に利害関係の存する恐れが実質的にないと認められる場合には、評価機関からの申し出により前項の適用について特例の措置を講ずることができる。

（配置）

第4条 要綱第3条第1項第7号アに規定する「配置」とは、常勤、非常勤、登録など雇用形態は問わないが、評価機関がその評価調査者が関わる業務について責任を持ち、評価機関から当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書類を

付与されていることをいう。

(必要な書類)

第5条 要綱第4条の「必要な書類」とは、別紙の「添付書類一覧」に定めるものをいう。

2 要綱第8条第1項の「必要な書類」とは、第1項の書類のうち、法人の登記事項証明書、所属する評価調査者一覧をいう。

3 要綱第9条の「必要な書類」とは、第1項の書類のうち、要綱第4条で規定する申請書に記載する事項又は申請書に添付した書類の内容に変更が生じたことを証明するのに必要な書類をいう。

(不正行為)

第6条 要綱第11条第1項第4号に規定する「不正な行為」とは、次に掲げる各号をいう。

(1) 第三者評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受け取ること。

(2) 守秘義務に違反すること。

(3) サービス利用者や事業者の人権を侵害すること。

(4) 法令に違反すること。

(5) その他社会通念上不正な行為と認められる行為。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月9日から施行する。

(別紙) 添付書類一覧

添付書類	
1	法人の定款または寄附行為等
2	法人の登記事項証明書
3	法人概要または事業概要
4	第三者評価事業の運営に関する規程
5	第三者評価事業の料金表
6	第三者評価事業に関する事業計画書及び収支予算書
7	所属する評価調査者一覧（様式A）
8	評価調査者に対する研修実施計画
9	評価決定委員会に関する設置規則
10	評価決定委員会の委員名簿（様式B）
11	福祉サービスを提供又は経営する者が評価機関の構成員（会員等）の過半数を占めていないことの確認書（様式C）
12	第三者評価事業の実施要領
13	評価機関が独自に定める評価基準項目（様式D）
14	第三者評価事業に関する個人情報保護規程及び守秘義務に関する内容を含む倫理規程
15	第三者評価事業に関する異議や苦情の申立て窓口及び責任者の設置状況（様式E）
16	福祉サービス提供の有無に関する確認書（様式F）

※なお、評価機関の認証にあたり、1 から 16 以外の書類の提出を求める場合あり